

【別紙2】

審査の結果の要旨

氏 名 松本 朋子

本論文は、新興民主主義国において、民主化と貿易開放との間にどのような関係を認めることができるのか、その要因の解明を目的とした研究である。新興民主主義国の多くにおいて、民主化という政治体制の転換は、多くの場合、経済における貿易開放の進展を伴う変化でもあった。この二つの変化が同時に進んだ結果として、民主化は貿易開放を促進するという分析が広く受け入れられることになった。だが、そのような因果関係は常に成り立つと言うことができるのか。本論文は、民主化が貿易政策に与える影響を、短期的影響と長期的影響の二つに区別し、多数の国を対象とするデータ分析と、ポーランド並びにタイにおける民主化以後の貿易政策に関する事例研究を行うことによって、民主化が貿易開放を促進するというこれまでの分析に修正を迫る試みである。

以下、論文の要旨を述べる。

第1章・第2章では、民主化と貿易の関係に関してこれまでに行われた研究を検討し、そこに残された問題が明らかにされている。

まず第1章においては、民主化ならびに民主主義の定着過程に関する研究を回顧し、そのなかから、民主化がもたらす政策の変化は、民主化直後に生じる変化と、遅れて生じる変化の二つに区別して検討する必要があるとあり、民主化直後に生じる変化が政治権力者・政治エリートの合意を反映することが多いのに対し、遅れて生じる変化は国内社会の意向を反映させるものではないかという視点を導き出している。なお本論文の用語法では、「国内社会」には「政治権力者・政治エリート」が含まれておらず、本要旨においてもその用語法を踏襲する。

第1章における論点の整理を受け、第2章では民主化と貿易開放との関わりについて、短期的影響と長期的影響を区別して考察する必要があると示される。民主化が貿易の開放を推し進めるという見解は、現在、実証研究においてほぼ受け入れられたと考えられるが、初期の研究では必ずしもそうではなかった。初期の研究の代表ともいべきアダム・プジェヴォルスキの著書 *Democracy and the Market* では、経済の自由化政策は前進後退を繰り返すものであり、改革の導入、後退、進展が繰り返されるプロセスとして議論されている。だが、これまでの実証研究は民主化の短期的影響に注目して民主化と貿易開放との関係を考察しており、貿易開放に対する民主化の長期的影響は必ずしも明確にはされてこなかったと本論文は指摘している。

それでは貿易の開放政策は民主化後、長期的にも維持されるのだろうか。これまでの研究では、貿易の開放政策に与える民主化の影響は短期的にも長期的にも変わらない、すなわちその影響は一定(線形)であると仮定されることが多かった。第3章では、この線形

仮定を緩め、民主化から時間が経過するなかにおいて貿易開放に取り組む政府の姿勢が変容する可能性に注目している。民主化から時間が経過するとともに、国内社会において政府の進める貿易開放政策に対する不満が高まり、その国内社会の不満が長期的には政府の政策決定に影響を及ぼすようになる。そこから、民主化後、貿易の開放政策は短期的には推し進められるものの、国内社会の不満の増大により、長期的には次第にその勢いを弱める傾向になるという仮説が導かれる。

この仮説を実証する試みとして、第4章では、民主主義の継続年数を示す指標を主な説明変数として、1974年から2007年までの新興民主主義国84カ国を対象として、貿易の開放度の推移について多国間分析を行っている。ただしここで貿易開放度を示す指標として用いられたのは、各国の貿易依存度の数値である。そこで示された結論は、民主化により貿易の開放がいったん進むが、その影響は一時的なものに過ぎず、長期的には貿易の開放政策が次第にその勢いを弱める傾向にあり、貿易の開放をむしろ後退させる方向に舵を切る国も存在するというものである。

以上の多国間分析を受けて、第5章・第6章では事例研究が行われている。ここで取り上げられるのは、民主化直後に貿易の開放を積極的に進めたにもかかわらず、その後政府が貿易開放に対して消極的な姿勢に転じたポーランドと、民主化後ほぼ一貫して政府が貿易の開放政策を推進したタイである。本論文の枠組みから見れば、民主化後に貿易開放が後退したポーランドが典型的事例、逆に貿易開放が維持されたタイが逸脱事例という位置づけに当たることになる。

著者によれば、民主化による貿易開放政策の変化は、国内の反応を顧みることなく政府が行う貿易開放政策の推進として捉えられる民主化直後に生じる変化と、国内社会の影響が高まった結果として生じる、より長期的な変化に分けて考えなければならない。ポーランドでもタイでも、民主化直後における貿易の開放は国内の意向にかかわらず推し進められたが、そのような改革に対して農村部を中心に反発が生じ、政府の貿易政策に対して不満を持つ勢力が政治的組織化を進め、それによって政府に働きかける力が強まることによって、政府による貿易開放の継続は新たな課題に直面することになる。

ポーランドの場合は、国内での貿易開放に対する不満の高まりがヨーロッパ連合(EU)懐疑論をよび、EU加盟交渉を難航させる結果となった。タイの場合、貿易の開放に対する政府の積極姿勢こそ変わらなかったものの、国内の不満勢力の影響力の拡大はタイにも認められ、とりわけ農村部から多くの票を得て誕生したタクシン政権は、経済発展から取り残された地域の生活改善のため、農産物価格の保護をはじめ、農村振興、社会福祉、補助金の拡充といった政策を展開した。国内の不満を慰撫する措置が講じられたことを見れば、一見すれば逸脱事例とも見えるタイも必ずしもそうではなかったことになる。

第5章と第6章の事例研究が示すのは、民主化直後に政府が貿易開放政策を導入する時点では国内社会が政策決定に及ぼす影響は極めて限定的であるものの、中・長期的には国内社会で不満が強まることで政府が人々の支持を得るため政策を修正するという過程であり、この知見は第3章・第4章における多国間分析が示した民主化後の貿易政策の変容と一致しているといえる。これまでの研究の多くは、民主化の影響は変わらないとして、短期的な影響と長期的な影響を区別することなく一元的に処理しがちであったが、民主化直後にみられる短期的な影響と、実質的な政治参加の拡大に伴い生じる長期的な影響

を区別する必要性があり、その長期的な影響は線形的な関係ではないと本論文は強調している。

以下、本論文の評価に入る。

本論文の長所の第一は、その着眼点、問題の提示である。本論文が主張するとおり、これまでの研究は、民主化が進むことによって貿易開放も進められるという、民主化と貿易開放との間の線形的な関係を認めてきた。これは現在の比較政治学において通説と見なすことのできる見解であるが、本論文は、民主化と貿易開放の間における線形的な関係が長期にわたって維持できるものなのか、むしろ長期的影響に注目した場合、非線形的な関係もあり得るのではないかという疑問から出発している。これまでの研究において共有されてきた理解に疑問を投げかけ、その修正を迫る研究として、このような問題の提示は高く評価することができる。

本論文の長所の第二は、上記の着眼点を検証可能な仮説に発展させ、多国間分析によって実証した点にある。本論文はこれまでの研究でも用いられてきたデータセットをもとにしながら、民主主義の継続年数を指標に立てることによって、民主化と貿易開放の間における非線形的な関係を示すことに成功している。データ処理について後述する課題を抱えているとはいえ、民主化と貿易開放の間において通説とは異なる関係が存在する可能性を示した点において本論文の貢献は大きいと評してよい。

本論文の長所の第三は、仮説の検証に当たって多国間分析ばかりでなく、ポーランドとタイという二つの事例研究も行っていることである。民主化と貿易開放の間における長期的な非線形的な関係を示すに当たって、本論文は国内社会の不満とその政治的組織化、それを通じた政策決定への影響力の行使について論じているが、これらはどれも計量的分析だけでは示すことの難しい領域であり、各事例の詳細な検討が必要とされる。計量分析と事例研究を組み合わせることによって仮説の実証を試みた本論文の方法は評価すべきだろう。

次に、本論文の弱点と考えられるのは、以下の点である。

第一に、短期的影響と長期的影響との間に違いが生まれる原因について、著者が十分に実証に成功しているとは言い難い。一つの説明は情報の非対称性であり、本論文でも触れられているが、著者がより重視しているのは、国内社会における貿易開放に対する不満と、その政治的組織化である。本論文の論理は、一般に国内社会は貿易開放に反対するという前提の上に成り立っているが、その前提の経験的根拠は明らかにされていない。事例として取り上げたポーランドとタイにおいては、確かに民主化後に経済に関する不満が高まった。しかしタイの事例において著者が取り上げているのは農産物価格の下落に対する農民の反発であり、これを貿易開放に対する不満として捉えることができるのか、議論の余地が残される。

第二に、データの選択と処理についていくつかの問題が残される。多国間分析の対象としている新興民主主義国がどの国を指しているのか若干の混乱が見られるほか、貿易依存度の数値を貿易開放度の代理変数として用いることが妥当なのかという問題もある。

第三に、国際政治や世界各国の国内政治に関して、必ずしも現実を反映しない不用意な記述が散見される。

以上のような弱点はあるが、それらは本論文の価値を損なうものではない。以上から、本論文の筆者が自立した研究者あるいはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を備えていることは明らかであり、本論文は博士(法学)の学位を授与するにふさわしいと判定する。